

翻 訳

欧州人権裁判所の判決 ——その構造, 影響, および権威

Judgments of the European Court of Human Rights

——Their Structure, Impact and Authority

レフ・ガルリツキ*
訳 兼 頭 ゆみ子**

訳者はしがき

本稿は、日本比較法研究所の学術シンポジウムの中の1つのグループである、「裁判規範の国際的平準化」（主査 植野妙実子所員・中央大学教授）において、2015年3月5日に中央大学駿河台記念館で行った、レフ・ガルリツキ教授の講演会の翻訳である。「裁判規範の国際的平準化」の研究の趣旨は、近年、法治国家や立憲主義の観念の浸透に伴って、裁判基準の規範化が進んでいるが、さらにそれが、一国のみならず、例えばヨーロッパにみられるように、国という単位を超えた広がりをもたらしている。すなわち裁判規範のグローバル化がみられる。その実態と内容を探求するグループである。植野妙実子教授は、フランスのエックス・マルセイユ第3大学で開催されている国際憲法裁判学会（現在は比較憲法裁判学会）に1987年以来、出席して報告を担当されているが、そこで、欧州人権裁判所

* ワルシャワ大学教授

Lech GARLICKI

Professor at the University of Warsaw

** 嘱託研究所員・中央大学法学部兼任講師

の裁判官であったガルリツキ教授と知り合われた。そのご縁で、ガルリツキ教授を中央大学にお招きする事ができ、今回の講演が実現したものである。ガルリツキ教授は、1946年生まれ、1978年からワルシャワ大学教授を務めているが、1993年から2001年までポーランド憲法裁判所の裁判官、2002年から2012年まで欧州人権裁判所の裁判官を務めた。講演では、欧州人権裁判所裁判官としての経験に基づき、欧州人権裁判所の判決の構造および様々な影響について広範な諸問題を整理し、論じていた。その内容は、国際法と国内法（とりわけ司法制度や憲法）の交錯の現状に具体的かつ総体的におよぶもので、大変興味深いものであった。

I. はじめに

1. 欧州人権条約（以下、「人権条約」あるいは「条約」と記す）は、多くの場合、人権の保護に関して最も成功している地域の枠組みとみなされている。いまや、この条約が1950年に採択されて65年が経とうとしているが、この間に、そしてとりわけ1998年になされた改革以降、この条約は、すべての欧州諸国（しかし、唯一ベラルーシを除く）に対し拘束力を持ち、約8億人もの個人に適用される最も重要な法文書へと変化した。もっとも、条約が現実に果たす役割を明らかにしてきたのは、そもそも、欧州人権裁判所（以下、「人権裁判所」あるいは「裁判所」と記す）であり、この国際裁判所は極めて強力な管轄権を有している。この裁判所とその判決をよりよく理解するには、次の2点の予備的考察が有用であろう。

その第一は、条約が二つの側面で機能することである。

条約は、国際的なレベル、つまり欧州レベルにおける特殊な国際条約として機能する。この特殊性は、まず、個人的権利の保護という条約の方向性に起因する。つまり、条約メカニズムの焦点は、加盟国間の関係にあるのではなく、国家に対する個人の行為に重点がおかれている。特殊性のもう一つの原因は、条約が独自の裁定機関（欧州人権裁判所）を作り出しただけでなく、拘束力を有する判決や決定の採択権限をこの裁判所に与えた

ことである。今日、この条約に基づく法のほとんどは裁判官が作り出したものである。つまり、条約は、全「欧州公共圏 European public space」のための一般的な（最低）基準を確立する膨大な判例として機能している。しかし、条約は「国際法としての起源」を有するため、裁判所判決が及ぼす直接的効力 *direct effect* には限界がある。裁判所の判決は、特に、国内の適切な機関による履行を必要とする。

しかし同時に、多くの欧州諸国においてこの条約は国内法の一部となっている。定まったパターンはないが、例えばフランスやポーランド等がとる最も典型的な方法は、批准した条約を国内法体系の中に取り込むことである。したがって、欧州人権条約も含め条約一般には、一度批准されると直接的な有効性 *direct validity* が与えられ、多くの場合、条約一般は国内立法よりも上位に位置づけられる。このような取込みにより、国内裁判所はこの人権条約を適用できるだけでなく、国内法の「条約適合性」を審査する権限が与えられる。その結果、この条約は完全に国内レベルで適用されるのである。そして、これらの国内裁判所は、通常であれば、適切なレベルで人権の保護を保障できるのだから、国内の事案がstrasbourgにある欧州人権裁判所に付託されることはないことになる。このように、本条約は、直接的な拘束力を有する参照規範として国内裁判官に用いられる。この場合、条約の（というよりむしろ、条約に基づく判例法の）影響は、規範的な側面に限られる。

2. 第二に、人権裁判所の性質・役割について、決着のつかない議論が続けられていることである。学説による解釈では、個別裁判 *individual justice* モデルと憲法裁判 *constitutional justice* モデルという対立する二つの枠組みが示されている¹⁾。

1) See e. g. S. Greer, L. Wildhaber, "Revisiting the Debate about 'constitutionalising' the European Court of Human Rights," *Human Rights Law Review*, vol. 12, 2012, pp. 655–687; W. Sadurski, "Partnering with Strasbourg – Constitutionalization of the European Court of Human Rights, the Accession of Central and East

個別裁判モデルは、裁判所は第一に、個人申立を判断する場として、そして、すべての人が裁判所に事件を付託し、個々の違反に対する適切な救済を得る機会を保障する場として機能すべきであると主張する。このモデルは、条約起草者のそもそもの考えに近いと思われるが、もはや変化の激しい現実にはそぐわない。

よく知られているように、条約システムが適用される地理的範囲が広がった結果、個人申立の件数が制御しきれないほどに膨れ上がった。申立のほとんどは、(いくつかの、あるいはすべての)人権の適切な保護を国内レベルで保障することができない4加盟国(ロシア、トルコ、ウクライナ、イタリア)からのものである。このことが、裁判所のシステムに二つの影響をもたらした。

その一つは、裁判所が10万件を超える事件に直面し、すべての申立を速やかに審査することができなくなったことである。事実、裁判所はそのほとんどを処理することができない。そこで裁判所は、申立はすべて(遅かれ早かれ)裁判に付されるとあくまでいい続けるか、あるいは最も重要な事件を選別するために申立をふるいにかけるか、という重大な選択に迫られた。(申立は到着順に取り上げられると手続規則に定められていた)1990年代後半までは前者のアプローチがとられていたが、その結果、裁定されない膨大な未処理分が発生した。また、多くの場合、個々の違反に適切な救済を与えるには、付託から年月が経ってから判決を下すのでは遅すぎることも明らかになった。そのため、裁判所としては、事件の選別(優先順位付け)という厳しい方法に切り替えるしかなかった。これにより未処理の積み残しを減らし、重大な事件(例えば、深刻な人権侵害の事件や国内制度の欠陥を原因とする事件)ほど効率的に審査されることになった。しかし、その代償は、残された「それほど重要でない」事件が扱われないことである。この方策をとると申立の90%以上を却下することにな

European States to the Council of Europe and the Idea of Pilot Judgments," *Human Rights Law Review*, vol. 9, 2009, pp. 397-453.

る。このことを考えると、裁判所を従来のように「個人申立の裁判所」とみなし続けることは難しいだろう。

もう一つは、「重大な事件」に集中することで、裁判所の「憲法的な」役割が強められたことである。つまり、裁判所は主な役割として、一般基準を確立するような事件、あるいは特定の加盟国の制度上の問題を扱うような事件に集中すべきだということになる。これらに該当しない残された個々の事件を適時に審査する余地はますます少なくなっている。したがって、判決の影響として、判決の個別的な面よりも憲法的な面が重視されるようになった。

もっとも、このような変遷を経ることが裁判所の運営能力を救う唯一の方法だったわけだが、これに関わる条約上の根拠は限られたものしかない。とりわけ、裁判所による「憲法的な」判決がどの程度まで国内当局を拘束するのか、個々の事件の背景や国家の管轄権を越えて「憲法的な」判決の効果はどこまで及ぶのか、といった点は明らかでない。裁判所の憲法的役割が実効的に発揮されるには、主に三つの要素が重要だと思われる。すなわち、①裁判所の権威、②欧州評議会の政治的機関（第一に、閣僚委員会）の支援、③従来の「個人申立の裁判所」というモデルからの変質を加盟国が受け入れられるかどうか、である。

II. 法的枠組

3. 条約は、個人申立（34条）、国家間事件（33条）、勧告的意見の要請（47条）、これらの場合に裁判所の管轄権を認めているが、実際、後二者の手続はあまり重要でない。

国家間事件はごくまれにしか裁判所に提起されず、判例として記録されているのはたったの2件（アイルランド対英国(I) [No. 5310/71, 1978年1月18日]、キプロス対トルコ(IV) [No. 2581/94, 2001年5月10日]）だけである。確かに近年、新たな（そして重要性を秘めた）国家間事件が裁判所の事件簿に登録されたが（グルジア対ロシア(I) [No. 13255/07, 2014年7月

3日], グルジア対ロシア(II) [No. 38263/08, 未決], ウクライナ対ロシア [No. 20958/14, 未決], ウクライナ対ロシア(II) [No. 43800/14, 未決]), それらの多くは未決である。

現行の形式の勧告的意見としては、実際、二つの意見(2008年2月12日, 2010年1月22日)がこれまで出されただけで、何の役割も果していない。もっとも、この状況は第16議定書が発効すると変わるかもしれない。この議定書は、EU司法裁判所の経験がある程度参考にして作られた新たな形式の勧告的意見について定めている。これによれば、加盟国の最終審は、重要な条約解釈の問題について人権裁判所に意見を求めることができる。これにより国内裁判所と人権裁判所との新たな対話の道が開け、国内の判例法と人権裁判所の判例の発展、この両方に影響を与えるかもしれない。しかし、この点について見通しを示すには時期尚早である。

したがって、実際、裁判所の判決の影響を評価することができ、かつそうすべきなのは、個人申立手続についてである。

4. 判決の法的拘束力について定める条約46条は、一般的に次の二つを確立している。

- 実質的に、裁判所のすべての確定判決は拘束力を有する。つまり、加盟国は自らが「当事者であるいかなる事件」においても判決に従わなければならない(1項)。これは特に、被告国家が判決を適切に執行する義務を負うことを意味する。
- 手続的に、閣僚委員会が判決の執行を監視する(2項)。そして、執行に問題がある場合、閣僚委員会と裁判所が協力して行う更なるメカニズムが用意されている(第14議定書(2010年)により追加された3~5項、ただしまだ実際に適用されたことはない)。

ウィーン条約法条約26条は、すべての国際法義務は「誠実に履行されなければならない」という一般原則を定めるが、人権条約46条は、この一般原則を具体的に表明するものと解釈すべきである。よって、被告国家にも他の加盟諸国にも、すべての判決の適切な実施を確保するために必要なあ

らゆる措置をとることが求められている。

46条の文言には、裁判所は「個人申立の裁判所」として機能すべきだとする起草時の前提が反映されている。言い換えれば、本条の焦点は、判決の個別的な側面に、つまり、特定の事案における当事者（申立人と被告国家）に対する判決の帰結（効果）に当てられている。

このような拘束力は直接には「判決」にのみ適用される。そのため、文字通りにいえば、「決定」に拘束力は及ばない。個々の申立という観点からみれば、このように区別されるのは明らかである。「決定」は本案を対象にするものではなく、「決定」で条約に定める人権の違反があったと認定することはできないのだから、被告国家がなすべきことは何もない。また、大抵「決定」は個々の事件の文脈を超えた管轄権などに関する一般的な規範を確立する。したがって、あまり重要でない「判決」の尊重よりも、「決定」の先例としての役割の方が明白に示される場合がある。

5. 上に示した拘束力はすべての判決に及ぶ。しかし、その効果は判決の内容次第である。個々の判決において最も重要な区別は、判決の「勝者」か否かである。もし裁判所が条約違反を認めなかった場合、被告国家がなすべきことは何もない。違反しないとする判決は、対象となった状況に「既判力 *res iudicata*」を付与する。つまり、人権裁判所が争われた措置の「条約適合性」を最終的に確認すると、これ以降、国内レベルで同じ措置に対し異議を申し立てることは不可能となる。

しかし、ほとんどの判決で裁判所は条約違反を認定する。このような違反判決は「(加盟国に) 次の義務を課す。

- 公正な満足を与える方法として裁判所が裁定した金銭賠償の支払い
- 違反状態の終了と違反からのできる限りの救済をはかる個別的措置の適切な採択
- 同様の違反の終了あるいは再発防止のための一般的措置の適切な採択」²⁾

一般的に、「違反判決」には次の三つの法的効果があるといわれている。

- 個々の判決のレベルで、勝訴した申立人に適切な救済を付与するという被告国家の義務が常に定められる。
- 国内レベルで、条約上の特定の権利の保護を改善するための一般的な(立法・行政)措置の採択が被告国家に義務付けられることがある。
- 欧州レベルですべての加盟国が尊重し、遵守すべき先例が確立される。

このような裁判所判決の多面的な効果(と影響)に、裁判所のハイブリッドな性質が示されている。第一の点は、人権裁判所の「個人申立の裁判所」としての機能を示すが、後二点は「憲法的な裁判所」、つまり、(事実上拘束力を有する)先例という形で一般的な基準を定める裁判所としての特質を示すものである。

6. 人権裁判所の判決は加盟国が執行する。人権裁判所は国際法に起源をもつため、その判決には直接的な国内的効力はない。人権裁判所には、争われた国内措置を破棄・無効にする権限がないのである。厳密に言えば、人権裁判所の判決は、被告国家が判決の執行に必要な措置をとらなければならないとする国際法義務を生じさせるに過ぎない。そのため、人権裁判所の判決執行プロセスは、国内の最高裁判所や憲法裁判所の判決の場合よりも複雑であるといえる。人権条約の起草者はこの問題を認識し、判決の執行を監視する権限を閣僚委員会に付与した。

この権限は閣僚委員会が排他的に有している。司法機関である裁判所が監視に介入すると閣僚委員会の権限の侵害となるため、裁判所は監視プロセスには関わらない³⁾。

2) 2008年2月6日の欧州人権裁判所の判決の速やかな執行のための国家の能力に関する閣僚委員会勧告(CM/Rec(2008)2)。

3) See, however, L.-A. Sicilianos, "The Involvement of the European Court of Human Rights in the Implementation of its Judgments: Recent Developments

裁判所は、執行に関しては次の二つの場合にのみ管轄権を有する。

- 原判決で認められた違反を是正するために被告国家がとった措置が、原判決では判断されていない新たな条約違反問題を生じさせている場合（例えば、国内当局が事件の再審査を拒否する場合）⁴⁾
- 継続的な権利侵害の場合。「一定期間の権利侵害を認める判決が下された後に、裁判所が、その後の期間になされた同じ権利の侵害について第二の申立を検討することは珍しいことではない」⁵⁾

しかし多くの場合、閣僚委員会だけが監視機関として作用する。もっとも、閣僚委員会は、裁判所内の判決執行部 Department for the Execution of Judgments of the ECHR に支援されており、ここで大方の監視作業が行われている。

監視の枠組みは「判決と友好的解決の執行監視のための規則」⁶⁾に定められており、これによると、

- 各「違反判決」（同様に、友好的解決あるいは一方的宣言に関わる判決や決定も）は、閣僚委員会に送付され、判決執行部の適切な部署に割り当てられる。
- 監視の範囲は、次の検討に及ぶ。
 - (a) 裁判所が裁定した公正な満足（延滞利息を含む）が支払われたかどうか
 - (b) 判決の遵守に必要な手段の選択に関して関連締約国が有する裁量を考慮した上で、必要な場合に、
 - (i) 違反を停止し、被害者の状況を違反が行われる前の状態にで

under Article 46 ECHR,” *Netherlands Quarterly of Human Rights*, Vol. 32/3, 2014, p. 235 ff.

4) See: Verein gegen Tierfabriken v. Switzerland (2), No. 32772/02, Judgment of 30/06/2009, par. 62.

5) See, in particular: *Ivantoc v. Moldova and Russia*, No. 23687/05, Judgment of 15/11/2011 – continuing detention.

6) 2006年5月10日、欧州評議会閣僚委員会により採択された。

きる限り回復する個別的措置が採られたかどうか

(ii) 違反の再発防止あるいは継続的違反を終了させる一般的措置が採られたかどうか

- 被告国家は、判決を受けてとった、あるいはとろうとしている措置の通報を求められる。
- 各事件の執行状況は、原則として6カ月毎に、閣僚委員会の人権会合で検討される。被害者は、公正な満足の支払いあるいは個別的措置の採択について閣僚委員会に文書 communications を提出することができる。
- 監視プロセスにおいて閣僚委員会は、特に、執行の進展状況に関する情報を提供するため、あるいは、適宜、懸念を表明したり、執行に関する勧告を行うため、暫定決議 interim resolutions を採択することができる。
- 関係締約国が判決履行のために必要なすべての措置をとった、あるいは友好的解決案が執行されたと確認されれば、閣僚委員会は決議を採択し、当該事件の検討を終了する。

実際、監視プロセスにより、閣僚委員会は執行遅延の事件や執行が不完全な事件すべてに介入することができるが、政治的な手段しかとることができない。そして、被告国家が判決執行を拒む場合（稀ではあるが、全くないわけではない）、判決を強制執行するメカニズムはない。

III. 個別的措置

7. 「違反判決」のほとんどは、個別的措置の執行以上のことを被告国家に求めない。しかし、人権裁判所の判決には直接的な効力がないため、国内当局が判決を国内的な救済措置に置き換えたときに初めて、個々の判決の効果が生じることになる。人権裁判所の多くの判例にはくり返し次のように述べられている。「裁判所の判決は基本的に宣言的であって、(執行)義務を果たすために国内法制度上用いるべき手段の選択は国家にゆだねら

れている」⁷⁾。

したがって、ほとんどの違反判決の主文は、①被告国家が違反した条約条文の明示、②条約41条に基づき裁定される公正な満足についての決定、この二つを示しているだけである。

後者の決定は本稿の検討から除外することができよう。判決のこの部分は明確かつ完結した方法で示されるため、実施段階で裁量の余地はない。被告国家は単に、定められた額の金銭を申立人に支払わなければならないだけである。実際、これに関して問題が生じることはほとんどない。

より複雑なのは、違反を明言する部分の執行であろう。原則として、人権裁判所は、被告国家に何を課しているか、何をすべきと求めているかを明確には示さない。被告国家がとるべき特定の措置を(判決主文で)命じたり、(判決理由で)提案することは、ごく例外的である。このような例外には、特に「違反の性質上、必要な個別的措置に関して現実的に選択の余地がない」事件があてはまる⁸⁾。

しかし、ほとんどの場合、人権裁判所は、被告国家こそが最善の判決執行方法を決定するに適していると考えている。判決は「結果の義務」として作用し、この義務を実施する上で適用すべき方法の選択は被告国家に委ねられているというのが、裁判所の一般的な立場である。しかしながら、また、この「結果」は第一に違反の除去、あるいは少なくとも違反の結果の除去でなければならない、ということも裁判所の立場として確立されている。1995年、裁判所は、ホルジョウ工場事件(1928年)で常設国際司法

7) *Marckx v. Belgium*, No. 6833/74, Judgment of 13/06/1979, par. 58, most recently confirmed by the Grand Chamber in: *Verein gegen Tierfabriken v. Switzerland*, *op. cit.*, par. 61.

8) *Assanidze and Askarov v. Turkey*, Nos. 46827/99 and 46951/99, Judgment of 04/02/2005, par.202; *Hirsi Jamaa v. Italy*, No. 27765/09, Judgment of 23/02/2012, par. 209; *Al-Nashiri v. Poland*, No. 28761/11, Judgment of 24/07/ 2014, par. 589. 最後の事件は、いわゆる CIA の秘密収容施設に関するもので、ポーランド領内にいた者でグアタナモ基地に移送された者が死刑に処せられないようポーランド政府は米国当局に保証を求めなければならないと人権裁判所は示した。

裁判所がとった「伝統的な」立場を繰り返した⁹⁾。

「……違法行為に対する賠償は、当該行為のあらゆる結果をできるかぎり拭い去り、その行為がなかったならば存在したであろう状態を回復すべきである。したがって原状回復、それが不可能であれば、原状回復に相当する価値に見合う金額の支払い、そして必要であれば、原状回復やそれに代わる金額の支払いによっては補填されない損害の保障—これが、国際法に違反する行為に対する賠償額を決定すべき原則である」。

裁判所がこのように述べた Papamichalopoulos 事件は、所有権に関わるもので、比較的、原状回復義務および／または補償義務を課すことが容易だった。このアプローチは、他の事件、特に条約上の権利侵害が「継続的な」性質を有する場合、例えば継続的な身柄拘束に関する事件¹⁰⁾にも適用できるかもしれない。

しかし、他の多くの状況において現状回復は全く不可能である。しばしば条約の違反は即時的で回復不可能な性質を有するため、違反がなければ存在したであろう状況を再現する手段がない。そのため、裁判所は次第に、判決を執行する過程で考慮すべき他の措置について述べるようになった。これについてはとりわけ二つの分野が注目に値する。

8. 人権条約2条から4条に基づく諸権利（生命に対する権利、拷問および非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い、奴隷、奴隷状態、強制労働の禁止）に対する侵害が最も深刻（で、かつ通常、回復不可能）な違反である。これらに関する事件において、裁判所は41条に基づき、比較的高額な賠償金を被害者あるいはその生存近親者に与える。また、これらの判例

9) Papamichalopoulos v. Greece, No. 14556/89, Judgment of 31/10/1995.

10) See, in particular, Assanidze v. Georgia, No. 71503/01, Judgment of 08/04/2004; Fatullayev v. Azerbaijan, No. 40984/07, Judgment of 22/04/2010.

では、加盟国の義務が金銭賠償だけに終わらないことも比較的、明確に示されている。つまり、条約違反の責任者を特定し、裁判にかけることができる実効的な方法でもって事件を捜査するという積極的義務があるのである。特に、公務員が意図的に行った条約違反の場合、違反者の捜査・特定・処罰というこの義務が重く課せられる。

この積極的義務の概念を人権裁判所が用いるのは、主として本案審査の段階においてである。実体規定の違反があったことを事件事実が示す場合、裁判所は必ず、国内当局が実効的な捜査のための正しい措置をとったかどうかについても考慮する。もし国家がそのような措置をとらなかった場合、裁判所は、前記条文の中の一つに関していわゆる「手続的違反」があったと判示する。多くの場合、裁判所は、事件の実体面と手続面、この両面を別々に扱い、これら「二つの違反」について判断する。

すでに確立されているこのアプローチはまた、次の段階、つまり判決の執行にも適用される。とりわけ裁判所が手続的違反を明確に認定した場合、被告国家は、(実質的な)原違反に責任を有する公務員を特定し、罰するために必要かつ実効的な措置をとらなければならない。このような判決の効果は、個々の事件の状況に留まらないかもしれない。条約2～4条から生じるこの手続的義務の概念そのものは、公務員に対する不処罰の気風の除去、諸国の警察・公安職員や刑務官の職務上の慣行の変革を目的としている。

9. A. 国内裁判所の司法的決定によって人権侵害が生じる、あるいは国内判決に人権侵害が認められることはよくある。これらは、公正な裁判を受ける権利(条約6条)やいわゆる「精神的自由」(同8-11条)に対する侵害の場合である。人権裁判所には、(国内救済完了の原則により、多くの場合最高裁判所が下す)国内の判決を直接に破棄する権限はない。そのため、条約違反の結果を除去する唯一の方法は、下された国内判決を再審査することである。換言すれば、国内での司法手続を再開し、条約義務に沿うように判決を下しなおすことが必要となる。しかし、司法手続の再開

は、判決の最終性の原則 *principle of the finality of judgments* に反する。したがって、再審査の範囲と方法は、原判決の性質(実質)と事件の文脈の両面から評価されなければならない。

さらに、罪刑法定主義の原則により、再審査手続は一般的な法律に定められ、国内裁判の判例法として具体化されていなければならない。つまり、このような場合の人権裁判所の判決の執行には、個別的な司法判断のみならず、国内法が定める一般的な法的根拠を必要とする。このように人権裁判所の判決は、立法者と裁判官の両方に影響を及ぼす。つまりこの問題は、人権裁判所判決の一般的な効果と個別的な効果とが連関していることを示している。

B. 再審査については欧州評議会の「ソフト・ロー」に指針が定められている。2000年に閣僚委員会は、「欧州人権裁判所の判決後の国内における事件の再検討・再審査に関する勧告」¹¹⁾を採択した。特にこの勧告のII.において、次の場合に再審査を考慮すべきとされている。つまり、「再検討か再審査によってしか是正することのできない……非常に深刻な違反の影響を被害者が受け続けている場合であって、欧州人権裁判所の判決が、(a)国内裁判所の本案判決は条約違反である、あるいは、(b)国内手続の結果に重大な疑義が生じるほどの手続的な誤りや欠陥が条約違反の原因である、と結論づけている場合」である。

このような示唆はあらゆるタイプの手続に当てはまるが、「第一に、再検討……が最も重要とされるのは刑事法の分野であるが、この勧告は刑事法に限らず、すべての種類の事件に及ぶ」¹²⁾と述べられている。また、「再審査あるいは再検討が、とりわけ、善意で権利を取得した第三者に対する問題を生じさせる可能性がある」¹³⁾ことも明確に認識されている。

C. 再審査が最も容易そうに思われるのが刑事法の分野である。この場合、国家が、条約に定める権利に反するとされた国内有罪判決の結果を除

11) Recommendation R(2000)2, adopted on 19 January 2000.

12) Explanatory Memorandum on the Recommendation R (2000)2.

13) *Ibid.*

去することができ、またそうすべきことは明らかである。しかし、特に被害者がすでに釈放されている場合、この者が原違反の再審理に必ずしも関心をもつとは限らないことを念頭に置くべきである。したがって、原則として再審査は、被害者が完全にその意思により行使する「権利」とみなすべきである。人権裁判所はいくつかの事件で、「もし申立人が再審理を求めるとすれば、最も適切な救済方法は、条約6条1項の要請に従い申立を再審理することであろう」¹⁴⁾と述べている。裁判所が、再審査の必要がないと明確に示唆するのは、ごく例外的な場合に過ぎない¹⁵⁾。

また、行政に関わるほとんどの事件、とりわけ国家だけが原判決から利するような「二極的 bi-polar」な関係を示す事件においては、再審査が、原違反に対する最も適した対応だと考えられるべきである。もっとも、原決定が申立人の権利だけにかかわらず、第三者に権利や利益を与えるものであった場合は、いくらかの困難が生じる可能性がある。付与された権利や利益の見直しそれ自体が、別の条約違反を生むかもしれない。そのため、この場合は原決定を維持したままで、関連当局が元の違反の結果をできる限り除去する金銭的補償やその他の補助的措置をとるべきであろう。

再審査によって最も複雑な影響が生じるおそれがあるのが、民事法（私法）分野である。この分野では常に第三者の権利が関わるため、原判決を型どおりに見直すだけでは、すぐさま許容し難い結果が生じ、法的安定性と正当に取得した権利の保護という一般原則を損うおそれがある。2004年 *Görgülü* 決定¹⁶⁾でドイツ連邦憲法裁判所が述べたように、民事事件には、

14) *Gencil v. Turkey*, No. 53431/99, Judgment of 23/10/ 2003, par. 27 and numerous other judgments.

15) *Öcalan v. Turkey* 事件 [No. 46221/99, 2005年5月12日] では、重大な手続的欠陥があるにもかかわらず、分離主義組織の悪名高い指導者に対する訴訟の再審査は必要ないとされた。また、*Henryk Urban v. Poland* 事件 [No. 23614/08, 2010年11月30日] では、人権条約が求める裁判官の独立性要件を満たさない、いわゆる下級裁判官 *junior-judges* で構成された法廷で判断されたすべての事件について、再審査の必要はないとされた。

16) この決定により、ドイツ連邦憲法裁判所と人権裁判所とが鋭く対立すること

様々な権利と状況がすべて同時に保護されなければならない「多極的な関係」が関わっている。したがって、国内法によって、条約上の権利の実効的な回復と第三者の権利の保護を同時に行う柔軟な措置がとられなければならない。人権裁判所の判例はこの点について控えめな態度を示しており、通常、衡平な解決をもたらすには国内当局の方が適していると考えられている。

10. 司法手続の再審査はとても複雑な問題を生じさせるものである。それゆえ、そのための手段の選択は、ほぼすべて、国内当局の裁量に委ねられている。すでに述べたように、少なくとも大陸法の法体系をとる国では、立法による根拠、あるいは例外的にこれに代わり、最高裁判所が判例で示した根拠が必要であり、このような根拠に基づいてのみ、個々の事件の再審査が可能となる。実際、各国のとり解決方法はかなり多様で、この点についての国内措置に対する人権裁判所の審査も、どのような措置がとられたかではなくその結果に重点をおいている。この点については、ポーランドの例が興味深い。

ポーランドの刑事訴訟法典には、「ポーランド共和国が批准した国際協定に基づいて国際機関が下した決定により再審の必要が生じる場合、被告人の利益のために再審を開始しなければならない」(540条3項)と定められている。本条は、人権裁判所での裁判の「勝者」が求める国内訴訟の再開に明確な法的根拠を与えている。もっとも、いくつかの点が明らかにされておらず、解釈上、論争が生じていたが、2014年6月26日の最高裁判所判決で本条を広く解することが確認された。本判決で最高裁判所は次のよ

になった。この対立は、2010年代初頭に漸く解決した。For the *Görgülü* case, see: G. Lubbe Wolff, "European Court of Human Rights and national jurisdiction – The *Görgülü* Case," *Humboldt Forum Recht*, no. 12/2006; Ch. Tomuschat, "The Effects of the Judgments of the European Court of Human Rights According to the German Constitutional Court," *German Law Journal*, vol.11, no. 5, 2010, pp. 513–526.

うに述べている。

- 再審査の「必要」は、人権裁判所が審査した事件だけでなく、これと同様の事実状況があるために同じ条約違反が生じている他のすべての国内刑事事件（判決）からも生じる。つまり、再審査を求める権利は、「申立人が人権裁判所に申し立てたことがあるのなら、人権裁判所の後の判決でも同様の申立が認められるであろう」すべての事件に及ぶ。このような解釈は補完性原則により正当化されるものであり、人権裁判所への不必要な申立を回避することができる。
- 「再審査の必要」は、人権裁判所のすべての「違反判決」から自動的に生じるわけではない。条約違反に「構造的で複雑な性質」がなければならず、当該違反が「国内判決の本案審査に影響を与える」ことを要する。単なる「偶発的な条約違反や国内の終局判決に影響を与えなかった」侵害の場合に再審査の「必要」はない。

行政訴訟法にも刑事訴訟法典と同様の規定がある（273条3項）。しかし、刑事手続の場合のように、人権裁判所が判断した違反に類似する他の国内事件にまで再審査の可能性が広く及ぶかどうかについて、行政裁判所の判例ではまだ明確になっていない。もっとも、2013年11月の行政最高裁判所判決で、いくつかの点が示された。本件において行政最高裁判所は、EU 司法裁判所の判決から「再審査の必要」が生じる場合にもこれを認める広い解釈を採用した。このことは、人権裁判所の判決に対しても同じアプローチが認められることを示しているのかもしれない。

反対に民事訴訟法典では、「国際的な決定に対する考慮」を、再審査を認める法的根拠の一つとして認めてはいない。かつていくつかの民事裁判で創造的な法典解釈がなされたことがあるが、最高裁判所はそのような解釈を支持しなかった。2010年11月30日の決議 resolution において、最高裁判所は、人権裁判所の「違反判決」を、すでに判決が確定した国内事件を再審査する根拠とみなすことはできないと述べている。再審査は例外的な措置とみなされるべきであり、したがって、民事訴訟法典に列挙される根拠に限定すべきであると、最高裁判所は述べた。つまり、最高裁判所はこ

の点についての決定を立法府に委ねたのである。この最高裁判所の立場を批判する学者もいるが、これに全く利点がないわけではない。一つには、民事事件には様々な人々の対立する権利が絡み、その妥協点を定めるには議会の方が適しているといえよう。このような解決は、再審査よりも補償を求める方向にあるのかもしれない。他方、人権裁判所もまた民事事件の再審査には非常に慎重である。近年、ポーランドが関わった人権裁判所の判決でこのような示唆が一度だけなされたことがある¹⁷⁾。しかし、これは立法府に向けた示唆であり、事件自体も地方政治家の言論の自由に関するもので、典型的な事例ではなかった。

11. 欧州人権条約は米州人権条約と違って、裁判所に暫定措置 interim measures を決定する明確な権限を与えていない。暫定措置の直接的な根拠は裁判所規則39条にあるだけである。

「小法廷または適当な場合その裁判長は、当事者その他の関係者の要請により、または職権で、当事者に対し、当事者または係属中の手続の適正な進行のためにとられるべきであると認めるいかなる暫定措置をも指示することができる」。

実際、裁判所は、特定の分野に限られるが、定期的に暫定措置を命じている。その多くは、強制追放と犯罪人引渡しに関わるものである。暫定措置は通常、申立が審査されている間に追放や犯罪人引渡しを行わないよう要請する。最も典型的なのは、追放や犯罪人引渡しが行なされると、申立人の生命が危険にさらされ、条約3条で禁じられる虐待を受けるおそれのある場合である。これら以外の状況に対し裁判所が規則39条を適用するのは例外的である（例えば、未決の被収容者への医療支援に関する事件¹⁸⁾、体

17) Kubaszewski v. Poland, No. 571/04, Judgment of 02/02/2010.

18) Paladi v. Moldova, No. 39806/05, Judgment of 10/03/2009.

外受精に関する事件の判決が下されるまで胚（受精卵）の破壊を禁じた事件¹⁹⁾がある)。

問題は、すべての加盟国が暫定措置の拘束力を認めているわけではないことである。一般的に、暫定措置の遵守率は満足のいくものであるが、このような措置が十分には尊重されないか、あるいは単に無視されることもある²⁰⁾。裁判所規則で加盟国に対する新たな義務を創設することはできないと今でも主張されている。

裁判所自身もまた長い間、暫定措置の法的拘束力を認めることに消極的だった。初期の判決の一つにおいて²¹⁾、裁判所は、暫定措置は勧告に過ぎないと述べている。しかし、2005年、Mamatkulov and Askarov v. Turkey 事件 [Nos. 46827/99 and 46951/99, 2005年2月4日] で初めて、裁判所はこの立場を見直し、暫定措置の遵守は、条約34条に保障される個人申立を実効化するために不可欠な条件とみなされなければならないと述べた。したがって、(規則39条に加え) 条約34条が暫定措置の法的根拠とされた。結果、暫定措置は加盟国を拘束し、加盟国による当該措置の不遵守は34条違反となる。裁判所は、この点に関して、いくつかの国際法判例や国際法文書を参照し、とりわけ米州人権条約や米州人権裁判所が国家を拘束する暫定措置を発した多くの事件を援用している²²⁾。

欧州人権条約34条の新解釈はその後の判例により明確に確立された。実際の暫定措置の効果は、強制追放や犯罪人引渡しに関わる国家政策に制限

19) Evans v. the UK, No. 6339/05, Judgment of 10/04/2007.

20) 最近の事例の一つに Trabelsi v. Belgium 事件 [No. 140/10, 2014年9月4日] がある。本件では、暫定的な禁止命令が守られず、テロの容疑者がアメリカに強制送還された。

21) Cruz Varras and others v. Sweden (No. 15576/89, Judgment of 20/03/1991), later confirmed in Conka and others v. Belgium (No. 51564/99, Judgment of 13/03/2001).

22) 次の米州人権裁判所判例を参照のこと。Loayza Tamayo v. Peru, Order of 11/11/1997; James et al. v. Trinidad and Tobago, Orders of 25/05/1999 and 25/09/1999.

を課すことに重点がおかれている。

IV. 一般的措置とパイロット判決

12. 形式上、裁判所の判決は単なる宣言であって、対世的効力を有する判決ではない。しかし、「原則に関わる主要ないくつかの判決にそのような効果があることは認められている……(被告国家の立場からすれば)1960年代初頭以降、多くの人権裁判所判決が、国内法や国内実行の多種多様な変化の引き金となった、あるいは少なくともこれらの変化に寄与してきた」²³⁾。各国のほとんどの憲法裁判所や最高裁判所と違い、人権裁判所には「条約に適合しない」法律を無効とする直接的な権限はない。しかし実際には、人権裁判所が、間接的な方法によるが、国内立法の条約適合性を審査する可能性を拒絶したことはない。条約違反の原因が国内法規定そのものにあり、その不適切な適用「だけに留まらない」場合、国内法の審査は不可避となる。いくつかの事件で人権裁判所は、加盟国は「条約を批准した以上、国内法と条約との適合性を確保する義務を負う」と述べている²⁴⁾。つまり、被告国家による立法改正あるいは行政実行の変更がなければ、条約違反が完全に払しょくされたことにはならない場合があることを意味する。言い換えれば、そのような改正や変更が判決の執行として不可欠となる。これにより、国内レベルでとられるべき一般的措置にまで閣僚委員会の監視権限は拡張されている。

しかし、従来のアプローチでは、判決主文に個々の違反の原因が国内法にあることは示されなかった。ただ判決理由においてのみ、国内法の欠陥

23) M. O'Boyle and J. Darcy, "The European Court of Human Rights: Accomplishments, Predicaments and Challenges", *German Yearbook of International Law*, vol. 52, no. 1, 2009, p. 157.

24) *Maestri v. Italy*, No. 39748/98, Judgment of 17/02/2004, par.47; *Klass and others v. Germany*, No. 5029/71, Judgment of 06/09/1978; *Dudgeon v. the UK*, No. 7525/76, Judgment of 22/10/1981.

が論じられ、必要な場合に将来とられるべき行動についての勧告がなされた。このような提言の拘束力の根拠は明確でなく、ほとんどの場合、その実際の影響力は、閣僚委員会と被告国家が政治的に協力するかどうかにかかっていた。しかし、2000年代半ば、人権裁判所は、人権条約上の他の諸機関の後押しを受け、「自らが法を手にし」、Broniowski and others v. Poland 事件〔No. 31443/96, 2005年9月28日〕で、いわゆる「パイロット判決」手続を創りだした²⁵⁾。

13. Broniowski 事件で考案された「パイロット判決」概念には、三つの基本的な考えが中心にある。第一に、「パイロット判決」は、「制度的状況」、つまり、被告国家の国内法や広く行われている行政実行から生じており、かつ、多数の人々に影響を及ぼしている状況に対する対応としてのみ用いられる。第二に、「パイロット判決」の役割とは、国内法や行政実行の欠陥を指摘するだけでなく、国家が一般的な救済措置をとるよう求められていると示すこと、あるいはさらに、国家がとるべき具体的な措置を示すことである。第三に、少なくとも「パイロット判決」の判決主文に含まれる諸要素に関しては、単なる勧告ではなく命令である²⁶⁾。

2004年の Broniowski 判決（これは、第二次世界大戦後のポーランド人の強制移住から生じた財産請求に対する補償の遅延に関する事件である）の主文において裁判所は、次のように述べた。

申立人個人に対する権利の侵害は、「請求者の（権利）を実施する実効的なメカニズムの構築失敗を原因とする国内法や国内実行の機能

25) See e. g.: L. Garlicki, "Broniowski and After. On the dual nature of the "pilot judgments"" [in:] *Human Rights – Strasbourg Views. Liber Amicorum Luzius Wildhaber*, Engel, 2007, p. 177 ff.; Ph. Leach and Others, *Responding to Systemic Human Rights Violations*, Intersentia, 2010; D. Haider, *The Pilot Judgment Procedure of the European Court of Human Rights*, Brill, 2013.

26) *Ibid.*, L. Garlicki, p. 185.

不全に関わる制度的問題から生じている。（したがって、）被告国家は適切な法的措置と行政実行を通じて、申立人以外の者（強制移住の被害者）の財産権の行使を確保するか、あるいは、第一議定書1条に基づく財産権保護の原則に合致するように、これに代わる同等の救済を彼らに与えなければならない」。

この判決をポーランド当局は受け入れた（人権裁判所の行動は、ある程度、ポーランド憲法裁判所の判決と連動していたとも言及すべきだろう）。2005年、人権裁判所は、権利回復のための新たな立法と Broniowski 氏が結んだ友好的解決の両方を検討し、この事件を係属事件簿から外すことを決定した。

14. 「パイロット判決手続」は、すぐに、この事件に引き続き用いられた。2006年には、Hutten-Czapska v. Poland 事件〔No. 35014/97, 2006年6月19日〕と Sejdic v. Italy 事件〔No. 5658/00, 2006年3月1日〕において、その後にも多くの事件が続いている²⁷⁾。2011年、この手続は裁判所規則61条に成文化された。「パイロット判決手続」の現状調査報告書では、次のように述べられている。

「人権裁判所に係属している約8万5千件の事件の多くは、国内において日常化している機能不全を原因とする、いわゆる『反復的な事件』である。パイロット判決手続は、多くの国家の反復的な事件の原因をなす構造的問題を指摘し、これらの問題に対処する義務を国家に課す技術として発展してきた。同じ原因から生じる複数の申立を受理する場合、裁判所は、パイロット手続に基づき優先的に扱う一つの、あるいは複数の事件を選ぶ。パイロット判決における裁判所の役割

27) 最も最近の例として、Rutkowski and Others v. Poland 事件〔Nos. 72287/10, 46951/11 and 46187/11, 2015年7月7日、ポーランドにおける司法手続遅延補償制度の欠陥〕がある。

は、その具体的な事件で条約違反があったかどうかを判断するだけでなく、制度的問題を指摘し、問題解決にどのような救済措置が必要かを当該政府に明確に示すことである」²⁸⁾。

実際の運用において、「パイロット判決」は決して均質なわけではなく、主に二つのタイプの「パイロット判決」がある²⁹⁾。

第一のタイプは、「完全な full パイロット判決」である。これには、次の三つの特徴がある。(i)パイロット判決手続の適用を裁判所が明示し、(ii)裁判所は条約に対する制度的違反を指摘する。そして、(iii)一般的措置が判決理由にのみ示され、判決主文にはない。

もう一つのタイプは「準 quasi パイロット判決」である。このタイプでは、(i)裁判所はパイロット判決だとは分類しない。(ii)しかし、裁判所は制度的問題を指摘し、問題解決のために適切な措置をとるよう国家に求める。そして、(iii)一般的措置について判決主文で述べる。

その他にも制度的問題を扱う判決があるが、これらは「パイロット判決」だとはみなされず、とるべき具体的な措置が命じられることもない³⁰⁾。

15. 「パイロット判決」が実際に与える影響は様々である。いくつか（特に、後の判例に推進力を与えたポーランドに関する二つの判決）は比較的成功的な例だが、国内レベルで執行されていないパイロット判決もある³¹⁾。人権裁判所は、制度的違反の除去が大変困難な場合があることを認識しているように思われる。裁判所が、時折、拘束力をそれほど明示的に示さない「準パイロット判決」を好むのはそのためである。

28) Pilot Judgments – Factsheet (www.echr.coe.int – factsheets), p. 1.

29) L. Garlicki, *op. cit.*, p. 186; Ph. Leach and Others, *op. cit.*, pp. 14–15.

30) See: Ph. Leach and Others, *op. cit.*, pp. 26–28.

31) First of all, Greens and M.T v. the UK, Nos. 60054/08, Judgment of 23/11/2010 – voting rights of prisoners in the UK.

「パイロット判決」であっても、あるいは、被告国家がとるべき一般的措置を命じたり、示唆する他の手段であっても、これらはいずれも、「従来の」個人申立の範囲の外に裁判所を位置づけるものである。事件の背景には常に個別的な問題があるものの（「パイロット判決」は、同様の多くの事件がすでに裁判所に係属しているような反復的な申立を対象としていることを想起すべきである）、この手段をとる場合、判決の内容は一般的なものとなる。裁判所は「制度的問題」を指摘し、被告国家にその解決を求め、そして時には、何をすべきかをより具体的に示す。これは、憲法裁判所がとるアプローチの典型であり、この観点にたつと、人権裁判所を単なる「個人申立の裁判所」とみなすことはできない。しかし、ほとんどの「制度的問題」は各対象国に特有のものである。そのため、パイロット判決は、バイラテラルな視点から、特定の加盟国の発展に影響を及ぼす手段として考慮されるべきである。

V. 欧州人権裁判所の判決の「先例としての」効果

16. 人権裁判所の各判決は、個人申立から生じる。人権裁判所は、すべての裁判所がとる典型的なアプローチを適用する。つまり、人権裁判所の規範や諸原則に基づいて事件事実を精査する。このプロセスをへて裁判所は、本案について裁定できないと結論するか（不受理の「決定」）、あるいは、受理可能な事件に対しては争われる措置の「条約適合性」について結論を下す（違反「判決」か、違反なしとする「判決」）。いずれのシナリオにおいても、事件に適用される条約規定の範囲と帰結を明確にする必要がある。すでに述べたように、条約規定の実際の射程や意味を決定しているのは人権裁判所の判例である。人権条約の内容のほとんどは、裁判官が作った法に、つまり、裁判所が条約テキストの中に「見出す」一連の規範や原則に変容している³²⁾。この点に、条約と裁判所はともに「憲法的機能」

32) M. O'Boyle, J. Darcy, *op. cit.*, p. 155.

を果していることが確認されるのであり、当然ながら、このプロセスは常にとても創造的で動的な性質を有している。

言い換えれば、裁判所の決定や判決は先例とみなされるべきものである。つまり、より正確に言えば、何千もの判決や決定の中には、裁判所が新たなこと、あるいは単に重要なことを述べているためにそうではない他の判決や決定から区別される判決群がある。これらは先例として機能するよう意図され、故に、判決が下された個々の事件の文脈から切り離される。この観点からすると、それが判決か決定かは重要ではない。このような先例には、特に、管轄権や帰属可能性といった基本問題についての多くの重要な「決定」も含まれる。

つまり、一方で、個々の判決（や決定）はより一般的な規範（原則）に基づいており、裁判所は将来生じるすべての同様の事件にこの同じ規範（原則）を適用するだろうと考えられている。裁判所判決の先例がおよぼすこの「対内的」な効果が、少なくともある程度、判例の安定性や予測可能性を確保している。

他方で、個々の判決は、すべての関係当局や関係者に一般的なメッセージを発している。先例の「対外的」な影響とは、条約システムに関与する当事者以外のアクターの行動に及ぼす影響を意味する。裁判所はこれらのアクターに、これまで発展させてきた条約上の基準に基づき、何が許容され、保護され、禁止されるのかを伝えているのである。また同時に裁判所は、どのように将来の事件を判断するか、つまり、裁判の外にいるこれらアクターの将来の行動に対し裁判所がどう対応するかを示している。

17. 先例の「対内的」な側面は本稿の目的にそれほど関わるものではないため、次の一般的な所見を述べるにとどめる。

- 裁判所は形式的には先行判例に従う義務はないが、法的安定性、予測可能性、法の下での平等のために、正当な理由がない限り過去の事件で示された先例から逸脱すべきではない。裁判所は常にこの原則に従う。

- ほとんどの事件において裁判所は、おおそ自動的に先行判例に従う。
- しかしそれと同時に、条約は「生きている文書」であって「今日の条件に照らして」解釈・適用されなければならないという明言が、解釈の基礎の一つとなっている。そのため、例外的に、裁判所が以前の判例を覆すことがある³³⁾。また、創造的な方法で先例を発展させることがしばしばある。
- 人権裁判所には、先例の遵守を確保するために内部で作用する多くの手続的仕組みがある。原則として、既存の判例からの重要な転換は大法廷で採択・承認されるべきだが、理論的考慮や各裁判官の考え方が働くため、常に大法廷による先例の転換が可能なのでも、また大法廷がそれを望むわけでもない。その結果、かなりの数の先例が小法廷「だけ」で作られている。このように先例を確立する権限が多様化している。また、このような多様化は反対意見や同意(補足)意見からも生じている。

18. 人権裁判所の判決の影響を明らかにする上で、判決の「対外的」側面は最も重要である。再度確認しておくが、ここで扱うのは条約上の規範や原則を概括的に示すものと意図され、(判決や決定の中で表明された)先例である。裁判所は、これらの先例を拘束力のあるものとして、つまり、将来、同じ法的問題を提起するすべての事件に適用しうるものとみなしている。

この先例の拘束力は、条約が適用される領域に普遍的に及ぶ。国家の特異性を強調した特定の判例(や決定)でない限り³⁴⁾、裁判所が確立した規

33) 最も顕著な例として次の事件が挙げられる。Christine Goodwin v. UK, No. 28957/95, Judgment of 11/07/2002; Mamatkulov and Askarov, *op. cit.*; Eskelinen v. Finland, No. 63235/00, Judgment of 19/04/2007; Bayatyan v. Armenia, No. 23459/03, Judgment of 07/07/2011.

34) 例えば、Taxquet v. Belgium 事件 [No. 926/05, 2010年11月16日] において裁

範や原則はすべての加盟国にも適用されるとみなされるべきである。明らかに被告国家は他国以上に判決から重大な影響を受けるが、他の加盟国に対しても先例は次のような明確な意図を伝えていることがある。例えば、規範であれ原則であれ国内レベルで正しく履行されるべきことや、当該事件に類似するすべての事案で裁判所が違反を認める可能性が高いこと、である。つまり、条約に関わる法的空間全体に先例は横断的に適用されるのである。

しかし、致命的な点は、人権裁判所には先例に従う用意があっても、そのような先例の実効的な国内適用を確保するにはそれだけでは十分ではないことであろう。ごく少数の事件しか人権裁判所には達しない。そのため、(人権裁判所が作りだした判例の総体としての)人権条約法の役割は、国内当局が日常的にこれを適用することができるかどうかにかかっている。つまり、人権条約法は、事件が人権裁判所に付される前に(付された後だけではない)国内で適用されるのであり、これが、国内裁判所の第一の、そして最も重要な役割である。国内裁判所が人権を適切に保護することができるなら、国内で判決が下された事件が人権裁判所に申し立てられることはないだろう。この点に関していえば、最高裁判所や憲法裁判所だけが下級裁判所や他の諸機関の作用を審査することができるのだから、これらに最も重要な役割があることはいうまでもない。

19. 憲法裁判所や最高裁判所が人権条約法を尊重する方法は様々であろう。多くの場合、憲法解釈を介して間接的に尊重される。つまり、条約は影響を与える法源としては機能するが、判決自体は憲法に依拠する方法である。その他には、人権条約法が憲法規範と並んで(あるいは、これに代わって)適用される場合もある。この場合、人権条約法は、国内法規範を

判所は、ベルギーの陪審制度のいくつかの特徴が、人権条約における公平な裁判の要件に反すると宣言した。同時に裁判所は、この判決はベルギーに固有のものであり、特にコモン・ロー体系における陪審制度にまで拡大適用すべきでないとして極めて明確に述べている。

解釈するための(議論の)道具としてだけでなく、独立した参照規範として機能する。

国内の裁判所は、人権条約法の直接適用と間接適用を必ずしも明確に区別しようとするわけではない。しかし、特にここ数十年、いくつかの国内裁判所では人権裁判所の先例を参照する姿勢が強まっているように思われる。Wojciech Sadurski は、人権裁判所の判決と決定は、「少なくとも判決の解釈としての価値に関するかぎり、だんだんと慣習的に受容され、対世的な効力を享受しつつある。人権裁判所には確実な支持者、つまりある種の『囚われの聴衆』がいるのである」³⁵⁾と述べている。状況は各国ごとにかなり異なるが、少なくとも「いくつかの国では、憲法裁判所が憲法上の義務の問題として、人権条約を履行し、人権裁判所の判例法に従うよう、国内裁判官に指示している」³⁶⁾。

この観点の興味深い例として、ドイツ、ポーランド、ベルギー、フランスの4カ国の例を紹介する³⁷⁾。

ドイツ法における人権条約の法的位置づけは比較的低く、通常法律と同等とみなされている。しかし、2004年のGörgülü事件以降、連邦憲法裁判所は人権裁判所判例の「憲法的な」側面を認めるようになった。近年Rainer Arnoldは、「連邦憲法裁判所の判例は……人権条約と人権裁判所の判例をドイツ基本法が定める基本権の解釈プロセスに含めることで、これらを『憲法化している』」³⁸⁾と述べている。2008年Caroline事件で連邦憲法裁判所は、「他の裁判所が各々の法領域において人権裁判所の判決を統合する義務を遵守したかどうかを憲法裁判所は審査する……関連する基本

35) W. Sadurski, *op. cit.*, pp. 403-404.

36) M. O'Boyle, J. Darcy, *op. cit.*, p. 158.

37) 次の文献では、スペインとイタリアについても述べられている。H. Keller, A. Stone-Sweet (eds.), *The Europe of Rights*, Oxford University Press, 2008, p. 677 (see, in particular, the contribution of M. Candela Sorino in this volume).

38) R. Arnold, « Allemagne », *Annuaire international de justice constitutionnelle*, Vol. XXIX-2013, p. 108.

権の保護範囲を誤る、あるいは不完全な形でこれを定めた場合、または……置かれている重点が基本法上の他の基準と、また特にこれに関する人権条約の基準と矛盾する場合……基本法違反となる」³⁹⁾と述べた。2011年予防拘禁事件で同裁判所は、「できる限り基本法の解釈に人権裁判所の理由付けおよび判例を結びつけ、統合的な解決を促進した」⁴⁰⁾。しかしながら他方で、連邦憲法裁判所は人権条約の判例の取込みに基本法上の限界を定めている。人権条約に照らした解釈が基本法の解釈方法と適合しない場合、そのような統合はなされないのである。

ポーランドでは、(他の諸条約と同様に)人権条約も国内法の一部であり、法律より上位に位置づけられ、裁判所や他の機関において直接に適用される。もっとも、国内裁判官が、当裁判所は人権裁判所の判例に無条件に拘束されると明確に述べることはそう多くない。しかし、国内の判決では、国内法規定や欧州人権条約を適用解釈する際に人権裁判所の判例を考慮すべきであると繰り返し明言されている。1995年の時点ですでに最高裁判所は「[ポーランドが]欧州評議会に加盟した時から、人権裁判所の判例は、国内法規定を解釈する過程において考慮することができ、また考慮されなければならない」と述べている。憲法裁判所はいくつかの事件で、「(条約46条1項に基づき)人権裁判所判決は第一に、当該事件の被告国家に対し拘束力を有するが、その他のすべての加盟国も、人権裁判所の判例に定められた基準を最大限考慮する方向で自国の人権保護制度の形成に取り組むべきである」⁴¹⁾と述べている。実際、憲法裁判所は通常、関連する人権条約の判例を考慮する。さらに、憲法裁判所は、法律や法律より下位

39) Order of the First Senate of 26 February 2008 – 1 BvR 1602, 1606, 1626/07, par. 75–76.

40) B. Peters, “Germany’s Dialogue with Strasbourg – Extrapolating the Bundesverfassungsgericht’s Relationship with the European Court of Human Rights in the Preventive Detention Decision,” *German Law Journal*, vol. 13, no. 6, 2012, p. 771.

41) Judgment of the Constitutional Court of Poland of July 19, 2011 (K 11/10), *Collection of Judgments and Decisions 2011*, p. 1008.

に位置づけられる法文書の「条約適合性」を審査する権限を有する。憲法裁判所による「条約不適合」の判決は最終的なものであり、対象となった国内法規制はその判決公示日から無効となる。実際、多くの場合、人権条約に基づく議論は憲法議論とともになされる。従って、ほとんどの事件で、人権条約(と人権裁判所判例)は憲法を解釈する過程で参照される。しかし、憲法裁判所が法律の審査において「合憲性」と「条約適合性」を別々に判断する場合もある。

ベルギーについては近年、次のように述べられている。「憲法裁判所は、基本権に関する最初の判決から、人権条約の判例が定める定義に適合した内容をこれらの権利に付与してきた。その後、憲法裁判所は、多くの基本権の内容を定めるに際し、人権裁判所の判決をますます明示的に見習うようになっていく」⁴²⁾。

同様にフランスの場合、「人権条約そのものあるいは人権裁判所の判決を明示的に参照することはほとんどない……が、憲法院が人権裁判所の判例に無関心というわけではない。憲法院は……合憲規範を見直す必要があるものに『注意を払い』、こっそりと欧州レベルの解釈要素をそこに取り込むのである……程度の差はあれ明らかに『解釈された人権条約法』にならった憲法判例はたくさんある」⁴³⁾。

20. 人権裁判所の「憲法的」な貢献は、人権条約システムの主要な成果の一つである。裁判所自体、条約を「欧州公序の憲法的文書」⁴⁴⁾とみなしている。したがって、(裁判所判例により発展した)条約上の基準は地理的な普遍性を有している。この作用はもう一つのより一般的な作用と密接に関係している。それは、個人の権利に関する国際法、超国家法、憲法、これらを統合する作用である。

42) N. Bonbled, A. Rasson-Rolland, C. Romainville, M. Verdussen, «Belgique», *Annuaire International de Justice Constitutionnelle*, vol. XXIX-2013, p. 134.

43) P. Gaia, «France», *ibid.*, p. 234.

44) *Loizidou and Others v. Turkey* (No. 15318/89, Judgment of 18/12/1996).

ほとんどの条約加盟国において（人権裁判所判例により発展した）人権条約は憲法と相互に関連しており、これらはともにそして同時に解釈・適用される。これにより、欧州公序における人権の共通基盤を創り出している。かつて Jochen Frowein が述べたように、人権裁判所の判例は憲法の諸原則に革命的な変容をもたらしているのである。一例を挙げれば、「新興民主主義国」の多くが憲法を起草したのはたった30年前に過ぎないが、その際、人権条約の条文が憲法の人権規定へとコピーされた⁴⁵⁾。また他方で、憲法解釈はますます人権裁判所判例の取込みを認めるようになっていく。

しかし次の3点が重要であろう。

第一に、すべての加盟国が等しく、（人権裁判所判例により発展した）条約を憲法秩序に取り込むことに熱心なわけではない。時には、国家的伝統への特別な忠誠や人権保護に対する無関心が生じることもある。人権条約の取込みは容易ではなく、単純な一方通行ではない。

第二に、条約基準の取込みは人権保護の「上限」ではなく「最低基準」を決めるに過ぎない。人権条約は、憲法やその他の法文書が確立したこの条約よりも高度な基準を制限するものではない。条約上の最低基準が守られるという条件で、人権保護レベルが多様化する余地を多く残している。

第三に、人権の保護はもはや二極的ではない。つまり、国内法と人権条約との共存の下に組織されているのではない。人権条約加盟国の過半数がEUに属し、そのEUにはいまや基本権憲章がある。そのため、人権保護に関する国家的要素と超国家的要素が非常に複雑に絡み合っている。原則としてEU基本権憲章も、「最低基準」を定めるに過ぎないと考えられている。したがって、加盟国は、国内法よりも高度な保護を与える超国家的な人権基準の遵守を求められているが、これらの「欧州」基準以上に国家の基準を高める自由を有している。人権裁判所とEUの裁判所の間にある程度の一貫性が確保されて初めて、これらの連携は効を奏する。一般的

45) M. O'Boyle, J. Darcy, *op. cit.*, p. 159.

に、両裁判所は共通する価値やアプローチを忠実に守ることに最善を尽くすといわれているが、時には、最近の Melloni 事件のように、正反対の意思が示される時もある。

VI. おわりに

21. 人権裁判所判決の影響力には、人権条約の一般的な位置づけや権威が反映されている。条約は準憲法的な文書として作用し、人権裁判所の判例により常に発展し続けている。条約の発展は、条約起草者のそもそもの想定を超えており、現在の人権条約がオリジナルの条約と実質的に異なることは否定できない。

一般的な機能（役割）へ向かう人権条約の方向転換は、条約実務においてとられる方法や手段に深い影響を及ぼした。条約の解釈・発展に関しては人権裁判所が最終決定権をもっているが、条約（と人権裁判所の判例）はまた国内レベルにも存在する。つまり、人権条約は国内裁判所において直接に適用され、憲法裁判所や最高裁判所の十分な支持を受けている。

人権裁判所の判決の役割は、個人申立の解決という従来の概念を越えて拡大されているため、判決の影響は個別的措置、一般的措置、「憲法的」な効果の三つの側面から評価されるべきである。

個別的措置は原則として、事件を生じさせた人権侵害の除去を目的としている。この場合、裁判所は原則として、単なる条約違反の明言以上のことは行わず、不正を除去するために必要な措置をとるのは被告国家であると考えられている。裁判所がより具体的な措置を命じたり、勧告するのはごく例外的である。判決の履行は通常、国家当局に任されているが、しかし、閣僚委員会の監視を受ける。

一般的措置は原則として、個人的な人権侵害の実際の原因として指摘された制度的問題を是正することに向けられている。これらの問題に対処する最も精緻な手続が、いわゆる「パイロット判決」である。裁判所は、執拗に続く違反の是正と予防に必要な立法措置や行政措置を命じ、あるいは

勧告する。このような判決は、特定の問題、特定の国家を対象とした効果を及ぼす。しかし、パイロット判決は、特に一般的な基準や先例の確立にも適している。

裁判所判決の「憲法的」な効果には、その効果の及ぶ領域の点でも効果の実質についても最も一般性がある。この側面における効果は、「個人の権利に関する法」の核心に向けられている。しかし、憲法的効果の実効性は、人権裁判所が定める諸概念や基準が、各国の憲法に、そして何よりもまず最高裁判所の憲法判例に自発的に取り込まれるかどうかにかかっている。したがって、その実効性は、人権裁判所判例の知的権威や、人権裁判所が国内裁判所との対話を促進する能力に大きく依拠している。さらに、発展を続ける EU 司法裁判所の判例もこれに加わる要素であり、裁判所間の対話や調整のための新たな道が必要とされている。

一般的に人権裁判所の成功は、裁判所としての介入よりも国内法への取込みに示されている。裁判所は定期的に個別の事件に介入し、個々の人権侵害を是正するよう、そして／または一般的な措置をとるよう加盟国に命じる。しかし、このような介入の件数は限られたものであり、時にはかなり遅れた介入となる。したがって、人権裁判所が欧州の人権保護に（そして「遠隔効果」を介してさらに他の裁判所や憲法にも）影響を及ぼす最も実効的な手段は、国内システムに（人権裁判所判例により発展した）条約が取り込まれることである。

（本翻訳の訳語の確定にあたり、本研究所所員の北村泰三先生から貴重なご示唆を頂いた。ここに深くお礼申し上げます。）